

「松伏町飲食店感染対策取組支援金 Q & A」

【共通】

Q 対象となる業種とは？

A 飲食店です。

Q 対象となる事業者とは？

A 町内に事業所を有する法人、町内に住民登録がある個人事業主です。

Q 申請方法は？

A 原則郵送のみの受付となります。必要書類を入れ、下記の宛先に郵送してください。

※配達記録の残る郵送方法を推奨します

〒343-0192

松伏町松伏2424

松伏町役場 環境経済課 商工担当 行

松伏町飲食店感染予防対策取組支援金申請書類在中

Q 申請書の記入を間違えた場合はどうすればよい？

A 訂正箇所には二重線を引き、申請印を訂正箇所に押印し、正しい内容を記入してください。

【個人事業主の方向け】

Q 松伏町に住み、事業所が町外にある場合は対象となるか？

A 町内に住民登録があれば対象となります。

Q 松伏町外に住み、事業所が町内にある場合は対象となるか？

A 対象外となります。

Q 当支援金は、令和3年度確定申告の際どのような扱いになるのか？

A 事業収入（営業収入）となります。

【法人の方向け】

Q 本店登記が他市町村にあり、事業所が松伏町内にある場合は対象となるか？

A 松伏町内に事業所があれば対象となります。

申請時に町内に事業所があることが分かる書類（最新の公共料金請求書）を添付して申請してください。

【創業者の方向け】

Q 令和3年に創業したが対象となるか？

A 令和3年12月28日（火）までに彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）又は他都道府県で同様の制度の認証を受け、必要書類のご提出が可能であれば対象となります。

【その他】

Q 申請書類で運転免許証の写しやマイナンバーカードの写しを持っていないと申請できない？

A 保険証の写しや住民票の写しでも対応します。

Q 支援金は先着順か？もらえないことはあるのか？

A 交付要件を満たし、期間内に申請されれば交付されます。

Q 申請後どのくらいで支給されるのか？

A 申請書類確認後・振込先口座のため、入金まで1か月程度を予定しています。

Q 同様の制度がない都道府県で飲食店を営んでいるが、対象になるの？

A 対象外です。

Q 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）又は他都道府県同様の制度の認証ステッカーの写真はどのようなものが良いのか？

A 店舗がわかるよう撮影をお願いします。

下記の例を参考にしてください。（ステッカーが判断できるものをお願いします）





安心宣言ステッカー